

Ⅲ 生徒指導部

1 校内生活

(1) 出欠・登下校

- ① 欠席の場合は、保護者が担任に朝8：20までに電話連絡をする。
- ② 早退の場合は、担任に理由を申し出て「早退カード」を受け取り、次に登校したとき担任に「早退カード」を提出する。
- ③ 遅刻をした場合は、職員室で「遅刻カード」に記入し、教頭に印を押してもらう。続いて教科担当に「遅刻カード」を提出し、授業を受ける。
※8：35の始業ベルが鳴り始めたときにHRに居ない場合は遅刻である。
※10分間読書の時間に遅刻して登校した場合は、職員室で遅刻カードを記入した後、教室の先生へ遅刻カードを提出してから読書をする。
※本人に起因する遅刻に関しては、すぐに改善のための努力をしなければならない。改善が見られず遅刻回数が5回を超えた場合は、保護者来校のうえ改善のための対策を立てる。
- ④ 登下校時は、制服を着用する。
- ⑤ 登下校は、生徒玄関から出入りする。
- ⑥ 登校後は下校時刻（帰りのSHR終了時）まで校外に出てはならない。やむを得ず外出する場合は、担任に申し出て「外出許可証」を受け取る。

(2) 服装・礼儀

- ① 服装頭髪に関する規定を守らなければならない。
- ② 外来者には挨拶・会釈をし、礼儀正しい言葉遣いを心がける。
- ③ すべての対人関係において、相手を思いやる言葉遣いをしなければならない。
- ④ 校長室・職員室・事務室・体育館管理室などに入出入りする場合は、入退室時のマナーを守り、用件をはっきりと告げる。

(3) 授業

- ① 高校生にとってもっとも大事なことは、毎時間きちんと授業を受け、しっかりと学習することである。
- ② 休み時間は次の授業の準備をし、始業のチャイムと同時に授業が始まるようにしなければならない。
- ③ 授業の開始・終了時は、起立して服装と姿勢を正して礼をする。
- ④ 授業中は座席を整列し、授業に集中しなければならない。
- ⑤ 自習時は静かに学習し、私語をしたり勝手に席を離れたりして他に迷惑をかけてはならない。
- ⑥ 授業中、体調が悪くなった場合は、担当教師に申し出て「保健室利用カード」をもらい、保健室に行き養護教諭に相談する。

(4) 昼休み

- ① 昼食は、12：45～13：25の間にとる。
- ② できるかぎり弁当を持参し、バランスのとれた食事を心がける。
- ③ 購買の利用時間は、12：45～13：10とする。大勢の生徒が短時間に集中して利用するので、整列して順番を守り、釣り銭が必要ないように小銭を用意し、マナーを守って利用する。

(5) 清掃・環境美化

- ① 清掃は、決められた時間に全員で協力して行う。
- ② 校舎・教室・机・椅子・トイレ等、公共のものは大切に扱う。万一、器物が破損した場合には、すぐに職員に申し出る。
- ③ 机、椅子、壁、ドア等に落書きをしない。
- ④ ゴミは、燃えるゴミ、ペットボトル、カン等に分類して所定の場所に処理をする。ペットボトルや空き缶は、中身を全て空にし水ですすいでから捨てる。常に環境の美化に努める。

(6) 校内に持ち込んではいけないもの

- ① 学校生活に必要なのない遊具、ゲーム機、マンガ、雑誌、携帯用音楽機器などは持ち込まない。
- ② スマートフォン（携帯電話）等は、持ち込みを認める。ただし、持ち込んだ場合は、朝のSHR時に担任に預け、帰りのSHRまで保管してもらう。敷地内での使用は認めない。（緊急の場合は、職員の許可を得て使用することができる。）
- ③ ガム等は校内に持ち込まない。

(7) 所持品の管理

- ① 教科書、ノート、電子辞書などは記名し、各自でしっかり管理する。
- ② ロッカーや机の中を整理・整頓し管理を徹底する。
- ③ 財布、現金等の貴重品は、必要以上に学校に持ってこない。やむを得ず持ってきた場合は、担任に保管してもらう。
- ④ 生徒間で、教科書、運動着、金銭の貸し借りをしない。

2 校外・家庭での生活

- (1) 服装・礼儀・マナー・家庭での生活・外出
 - ① 校外でも尾瀬高校生として正しい服装に留意し、地域の人達への挨拶を心がけ、礼儀正しく振る舞う。
 - ② 交通ルール・交通マナーを守り安全な生活に努める。バス・電車などの公共の乗り物を利用する場合は、高齢者や体の不自由な方へ席を譲り、マナーを守る。車内で携帯電話の利用、大声で騒ぐなど、他の乗客に迷惑となる行為をしてはならない。
 - ③ 家庭では、家事の手伝いなど、家族の一員としての役割を果たし、毎日の家庭学習を習慣にする。
 - ④ 外出の際は、家族に行き先を告げ、帰宅が遅くならないようにする。午後10時から午前4時の間は、群馬県青少年健全育成条例により外出禁止となっているため、警察による補導の対象となる。外泊は禁止する。

3 尾瀬高校で守らなければならないこと

- (1) 禁止事項
 - ① 刑法上の不法行為（万引き・窃盗・暴力・わいせつ行為・薬物乱用・名誉毀損等）
 - ② 少年法上の虞犯（ぐはん）行為（飲酒・喫煙・夜間外出・家出・性の逸脱行為等）
 - ③ バス・電車などの不正乗車
 - ④ 酒類を扱う店・パチンコ店などへの出入り
- (2) 許可を必要とするもの
 - ① やむを得ぬ理由（怪我・病気など）により制服を着用できない場合は、「異装許可願」を担任に提出する。異装が許可された場合、校内では学校指定の体育着を着用し、「異装許可証」を身につける。
 - ② 生徒が集会や行事を開催する場合は、生徒会係に申請する。
 - ③ 部活動勧誘のための掲示物や委員会活動の印刷物などを掲示・配布する場合は、各団体の担当職員から生徒会係へ印刷物などを提出する。
 - ④ 募金やチャリティ券の販売を行う場合は、生活指導係に申請する。
 - ⑤ 二輪車（バイク）での通学を希望する場合は、「二輪車（バイク）通学許可願」を生活指導係に提出する。
- (3) その他届け出を必要とするもの
 - ① アルバイト：「アルバイト届」を担任→生活指導係
 - ② 私物の紛失：担任または担当職員
 - ③ 学校の施設、備品、用具の紛失・破損：担任または担当職員
 - ④ 校外での事故、または補導された場合：担任または担当職員
 - ⑤ 住所等の変更：「住所変更届」と住民票の写しを担任→事務室
 - ⑥ 旅行：「旅行届」を担任
 - ⑦ 二輪車（バイク）・四輪車（自動車）の免許取得：担任または担当職員

4 服装頭髪に関する規定

- ・ 清楚な服装頭髪であること。
- ・ 就職や進学の実験に臨むのにふさわしい服装頭髪であること。
- ・ 規定の制服以外に加えて着用するものは、華美にならないものとする。
- ・ 10月1日～5月31日は下記の(1)・(2)の内容とする。ただし、この期間であっても暑い場合は夏季略装も可とする。夏季略装の規定は下記の(3)での記述を確認する。

(1) Aタイプ正装

- ① 本校指定の学生服と、ズボンを着用する。
- ② 左袖に本校指定のイニシャル入りのワイシャツを着用する。
- ③ 冬季はセーターを着用してもよい。ただし、色は黒・紺・グレー・こげ茶とする。
- ④ 冬季は、登下校時に防寒着を着用してもよい。ただし、色は華美でないものとし、制服の上に着用すること。
- ⑤ 冬季は、登下校時にマフラーまたはネックウォーマーを着用してもよい。
- ⑥ Tシャツは華美でないものとする。（ワンポイント可）
- ⑦ ソックスは、黒・紺・白の無地とし、標準的な長さ（くるぶしが見えない）とする。（ワンポイント可）
- ⑧ ベルトは黒・紺・こげ茶で、アクセサリ等が付いていないものとする。

(2) Bタイプ正装

- ① 本校指定のブレザーと、スカートまたはスラックスを着用する。
- ② 本校指定のボタンダウンシャツを着用する。
- ③ 本校指定のベストまたはセーターを着用する。
- ④ 冬季は、登下校時に防寒着を着用してもよい。ただし、華美でないものとし、制服の上に着用すること。
- ⑤ 冬季は、登下校時にマフラーまたはネックウォーマーを着用してもよい。

- ⑥ Tシャツは華美でないものとする。(ワンポイント可)
 - ⑦ スカートの場合は、黒・紺色のハイソックスを着用する。(ワンポイント可)
 - ⑧ スラックスの場合は、黒・紺・白地のソックスを着用する。(ワンポイント可)
 - ⑨ スカートの場合は、ストッキングやタイツを着用してもよい。ただし、黒・紺・ベージュとする。黒・紺の場合はハイソックスを着用しなくてもよい。(卒業式はストッキングやタイツの着用可否を全校で統一する)
 - ⑩ スラックスの場合はベルトを着用し、色は黒・紺・こげ茶でアクセサリ等付かないものとする。
- (3) 夏季略装
6月1日～9月30日を夏季略装期間とする。この期間の服装については次のように定める。ただし、この期間であっても寒い場合は正装も可とする。
- ① Aタイプ服装は学生服(上着)を着用しなくてもよい。
 - ② Bタイプ服装はブレザー、本校指定のベストを着用しなくてもよい。
- (4) 頭髪
- ① 男子は、髪が目にかからない、耳にかぶらない、襟にかからない。
 - ② 女子は、前髪が目にかからない。
 - ③ 女子は、長い髪をしばる場合は、黒・紺・こげ茶のゴムを使用する。
 - ④ 女子は、長い髪をとめる場合は、黒いピンを使用する。
 - ⑤ パーマ、染毛、アイロン、ワックス等で、髪型の変形はしない。
- (5) その他
- ① 化粧、ピアス、装飾品(指輪、首飾り、腕飾り、髪飾り等)は着用しない。
 - ② 眉毛の変形(抜く、切る、剃る)はしない。
 - ③ めがねは実用性を重視し、ファッション性を追わず、就職試験や進学試験で使用できるものとする。
- (6) 着こなし
制服は、尾瀬高校の生徒全員が着用する、公式な服装であるので、制服を改造する、ズボンを腰履きする、ボタンをはずす、スカート丈を短くするなど、崩した着方をしない。

5 二輪車及び四輪車に関する免許取得条件及び利用基準に関する規定

- (1) 二輪車(バイク)の利用基準について
- ① 利用できる生徒は、次のア～イのいずれかに該当する生徒(以下「許可該当生徒」という)に限る。
ア 公共交通機関のない山間地からの遠距離通学など、登校に著しい支障をきたす者。
イ その他特別な事情があるもの。
 - ② 原則として、学校管理下外の利用は禁止する。
 - ③ 利用は原動機付き自転車(50cc以下)に限る。
 - ④ 任意保険に加入していない車両の利用は禁止する。
 - ⑤ 「許可該当生徒」でない免許取得生徒については、原則として「バイクを買わない」、「バイクを乗らない」こととする。
- (2) 二輪車(バイク)の免許取得について
- ① 原則、「許可該当生徒」以外の免許取得は認めない。
 - ② 本人・保護者がバイク免許取得を強く希望しており、運転免許取得についての理由が明瞭であり、学業成績と生徒指導上に問題がない場合、遵守事項の厳守など十分確約した上で取得する。
 - ③ バイク運転免許を取得する場合は、事前に学校へ届け出ること。
- (3) 四輪車(自動車)の利用基準について
- ① 学校管理下における利用は禁止する。
 - ② 学校管理下外における利用は、保護者が同乗する場合に限る。
 - ③ 任意保険に加入していない車両の利用は禁止する。
- (4) 四輪車(自動車)の免許取得について
- ① 原則、教習所入所時期は3年次の進路決定後とする。(第1期入所は2学期中間テスト以降を予定)
 - ② 原則、本試験は卒業式後とする。
 - ③ 本人・保護者が四輪自動車免許取得を強く希望しており、運転免許取得についての理由が明瞭であり、学業成績と生徒指導上に問題がない場合、遵守事項の厳守など十分確約した上で、取得する。
 - ④ 四輪自動車免許を取得する場合は、事前に学校へ届け出ること。

6 諸規定

- (1) 自転車の利用に関する規定
 - ① 通学に自転車の利用を希望するものは、自転車通学許可を必要とする。自転車通学許可に関する手続きは次の通り。
 - ア 自転車通学希望者は、「自転車通学許可願」を校長に提出する。
 - イ 車両整備を行い、「TSマーク」を貼付する。
 - ウ 駐輪場利用に関する許可を得て、承諾書の写しを係に提出する。
 - エ 関係職員の審査を経て、校長が認める。
 - オ 係が自転車通学許可のステッカーを配付する。これを通学に利用する自転車に貼付する。
 - ② 自転車通学上守らなければならないこと
 - ア ヘルメットを着用する。
 - イ 駐輪時には、必ず施錠する。
 - ウ 万一の事故に備えて高校生総合保障制度等の賠償責任保険に加入する。
 - エ 不正な乗車や交通違反をしない。違反をした場合は、許可を取り消す場合もある。
- (2) アルバイトに関する規定
 - ① 長期休業中のアルバイトは認めるが、通年アルバイトについては個別に検討する。
 - ② 長期間にわたるアルバイトを行う場合は、開始前および各年度はじめに「アルバイト届」を提出する。
 - ③ 長期休業中にアルバイトを行うものは、休業前に「アルバイト届」を提出する。
 - ④ 部活動顧問の承認を得る。
 - ⑤ 次に示すようなアルバイトは認めない。
 - ア 自宅から通えない範囲
 - イ 午後9時以降（帰宅時間が午後10時を過ぎないこと）
 - ウ 宿泊を伴うもの
 - エ 一定期間（夏季休業中は20日間、春季・冬季休業中は10日間以内とする。）を超える長期のもの
 - オ 労働条件・安全性が保障されていないアルバイト
 - カ 健康上・風紀上、高校生のアルバイトとして不相当と認められるもの
 - キ 本人の成績・生活態度が不良の場合
 - ク 第1学年の第1学期中のアルバイト
- (3) 体育館の使用に関する規定
 - ① 体育館シューズまたは専用のシューズを着用する。（体育の授業時および集会時は、体育館シューズを着用する。）
 - ② 体育館の出入りは、非常時以外は玄関のみとする。
 - ③ 館外の履き物は、玄関マットの上で履き替え靴箱に入れ、館内に持ち込まない。
 - ④ 体育館シューズまたは専用のシューズは、体育館フロア以外で使用しない。
 - ⑤ 体育管理室に入室の際は、ノックをし許可を得てから入室する。用件をはっきり述べ、退室時にあいさつをする。
 - ⑥ 器具庫等の用具を勝手に使用してはならない。使用する場合は、必ず職員の許可を得る。使用した用具は、所定の場所に戻す。用具等が破損した場合には直ちに職員に申し出る。
 - ⑦ 原則として、体育館内に飲食物を持ち込んではいない。部活動でスポーツドリンク等を飲む場合は、グリーンマットの上で飲むものとし、こぼした場合は雑巾できれいに拭き取る。
 - ⑧ 部活動で体育館を使用した場合は、使用後清掃する。退館時には、戸締まり・消灯を確認する。
- (4) 武道場の使用に関する規定
 - ① 上履きを脱いで入室する。卓球スペースについては、体育館使用時と同様とする。
 - ② 武道場内に飲食物を持ち込まない。
 - ③ 体育の授業以外の使用については、体育教師の許可を得る。
- (5) 運動部部室の使用に関する規定
 - ① 部員以外の使用を禁ずる。
 - ② 部室内が無人の時は、必ず施錠をする。鍵の管理は各部で行い、合い鍵を生徒指導主事が管理する。それ以外の合い鍵の作成を禁ずる。鍵を紛失した場合は、新たに鍵を購入し、費用は当該の部が負担する。
 - ③ 部活動に使用する物以外の私物等を置かない。
 - ④ 部室内の整理・整頓および周辺の清掃を行う。
 - ⑤ 部室内での火気の使用は厳禁とする。
 - ⑥ 部室の破損や落書きは各部が責任を持って補修し、その費用は各部が負担する。
 - ⑦ 上記の規定が守られない場合は、部室の使用禁止や部の活動禁止となることがある。